

発議第5号

松阪市議会特別委員会の設置について

次のとおり松阪市議会特別委員会を設置するものとする。

令和3年8月12日 提出

松阪市議会議長 堀 端 脩

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 委員数 28人

## 松阪市議会特別委員会（議会改革特別委員会）

### 設置に関する提案理由の説明

本市議会においては、平成 23 年 3 月に議会基本条例の制定を主たる目的として、議員全員を構成員とする議会改革特別委員会を設置し、また、その傘下に作業部会が設置され、平成 24 年 10 月に議会基本条例を制定しました。その後、平成 25 年及び平成 29 年の改選後において、議員全員による議会改革特別委員会を設置し、議会改革の推進に取り組んできました。

平成 29 年の改選後の特別委員会及び作業部会では、議会基本条例の改正をはじめ、議会報告会の内容の見直しや、松阪市議会のトリセツの発行、タブレット端末の導入に向けた取組及びタブレット端末運用基準の制定など第 2 ステージと言われる新たな段階へと進んでまいりましたが、議員の任期満了に伴い、先の 5 月定例会において、議会改革特別委員長報告として、これまでの審査結果を報告し、調査・検討を終了したところであります。

報告の中では、議会改革検討項目の調査・検討が終了したわけではなく、議会基本条例に基づきこれからも継続して議会改革に取り組んでいく必要があることから、これまでの議論を継承するとともに、新たな検討項目も加味しながら、改選後も全議員で構成する議会改革の推進に関する特別委員会を設置し、その傘下に作業部会を設置していくことが望ましい姿であることを特別委員会の総意として、全議員で確認したことが述べられています。

このようなことから、前特別委員会の意向を十分に汲み入れ、議会改革の推進に関する事項を付議事件として、全議員 28 人の委員で構成する議会改革特別委員会を設置しようとするものであります。

なお、本特別委員会は議会閉会中の審査も可能とし、その審査が終了するまで継続するものいたします。